

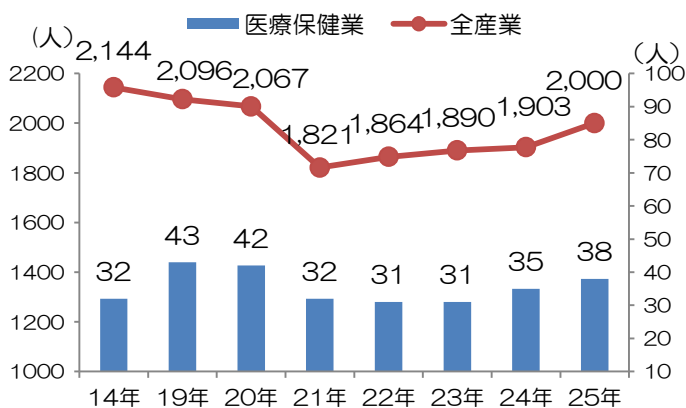
危険有害性の「見える化」を進め、 みんなで目指そう信州一の安心・健康職場

～ 信州・危険の「見える化」推進運動実施中 ～



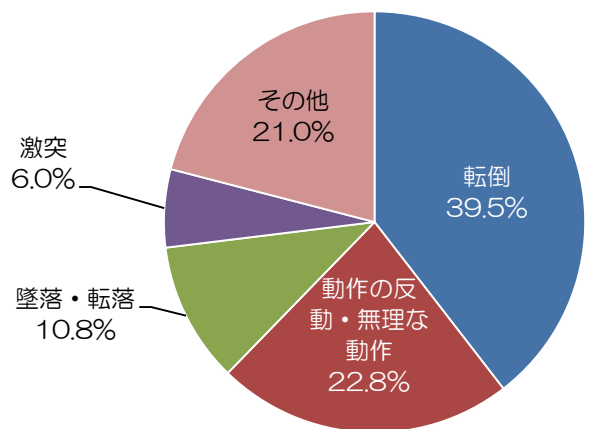
医療保健業（病院・診療所等）で働く人のうち、毎年30人以上が労働災害にあっています。また、近年増加傾向にあります。死傷者の多くは、通路等での「転倒」、介助、看護中の腰痛等（「動作の反動・無理な動作」）、階段等での「墜落・転落」等により被災しています。

■死傷者数(休業4日以上)の推移



労働者死傷病報告(休業4日以上、長野労働局管内)

■事故の型別労働災害発生状況(医療保健業)



労働者死傷病報告(休業4日以上、平成21年～平成25年、長野労働局管内)

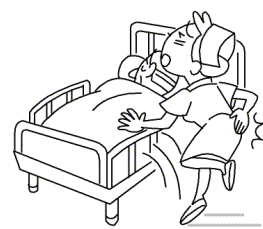
いま対策を!



基本は4S・・・「整理」「整頓」「清掃」「清潔」

転倒災害、転落災害防止

1. 通路、出入口には物を置かないようにしましょう。
2. 通路等は、くぼみ、段差がなく、滑りにくい材質のものにしましょう。
3. 通路等の水濡れは、すぐにふき取りましょう。
4. 履物は、滑りにくく安定したものを履きましょう。
5. 階段には手すりや滑り止めを設けましょう。
6. 足元や周囲の安全が確認できるように適切な照度を保ちましょう。
7. 駐車場や屋外の通路、階段等の積雪、凍結の状態を十分に確認し、事前に滑り止め等の措置を行いましょう。
8. 確認してから、次の動作に移ること、走らないことを徹底しましょう。
9. ポケットに手を入れたまま、歩いたり走ったりしないようにしましょう（ポケ手禁止）。



腰痛予防

1. 患者を抱え上げたりする場合は、複数人で行いましょう。リフト等を使用して省力化を行いましょう。
2. 患者を起こしたりするときは、前屈姿勢、中腰、体を捻った姿勢など不自然な姿勢を取らないようにしましょう。
3. 作業に支障がないようにできるだけ広い作業空間を確保し、また、無理な姿勢、動作にならないように椅子やベッドの高さを調節しましょう。
4. 看護・介助等の前には、ストレッチを中心とした腰痛予防体操を行いましょう。

医療保健業の基本的な安全衛生管理

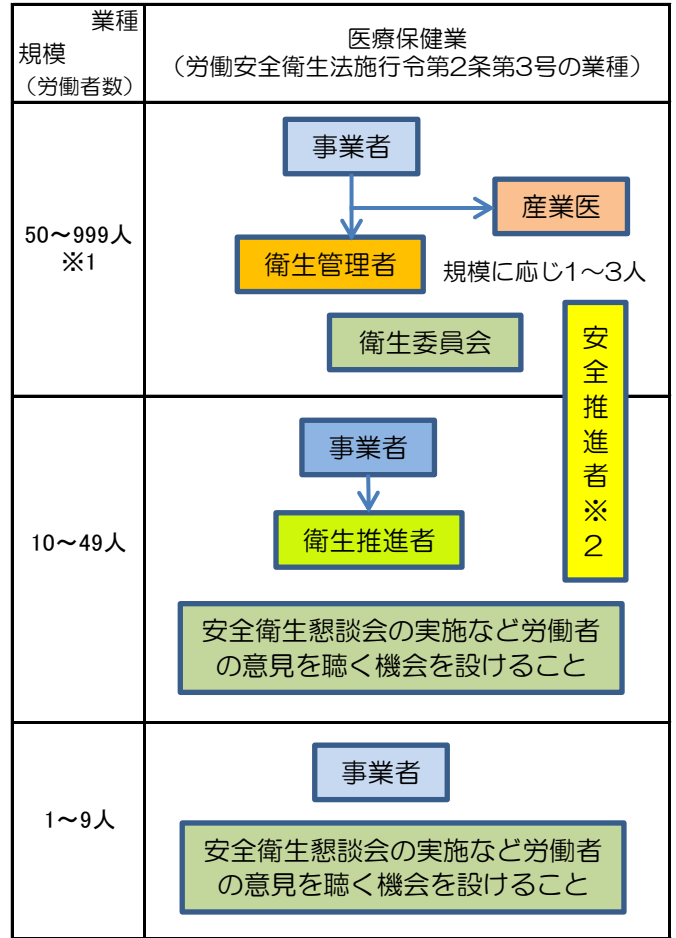
医療保健業で必要な安全衛生管理体制

- 各種管理者等を選任しましょう。
 - (1) 衛生管理者：労働者数50人以上
 - (2) 産業医：労働者数50人以上
 - (3) 衛生推進者：労働者数10人以上50人未満
 - (4) 安全推進者：労働者数10人以上（※2「安全推進者の配置等に係るガイドライン」による）
- 労働者から意見を聴くための委員会等を設置しましょう。
 - (1) 衛生委員会：労働者数50人以上
 - (2) 安全衛生懇談会等：(1)以外の事業場
 - (3) 安全衛生委員会等の記録の保存、議事内容の労働者への周知

医療保健業での具体的な安全衛生対策の取組

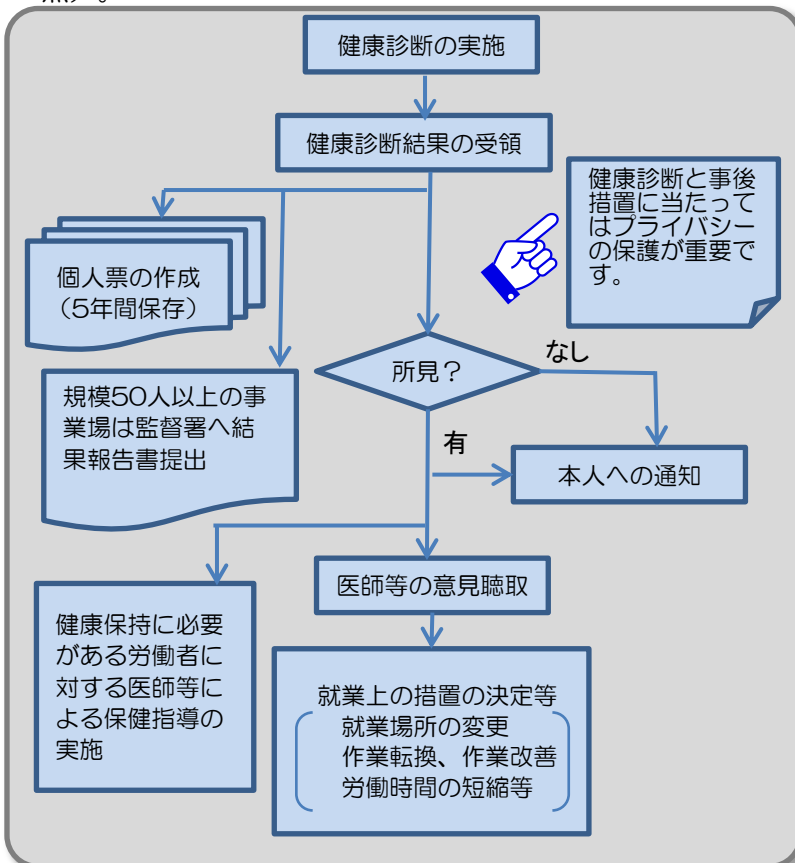
- (1) 職場で発生する可能性のある災害の芽（リスク）を見つけ、必要な対策を講じましょう。
- (2) 職場の4S（整理、整頓、清掃、清潔）を徹底しましょう。
- (3) 危険予知（KY）活動などにより、労働者の危険感受性を高めましょう。
- (4) 看護、介助作業などを行う労働者に対して、転倒・転落災害防止、腰痛予防などの安全衛生教育を行いましょう。
- (5) 転倒災害を防止するため、階段、通路等は、滑りにくい材質のものに改善し、手すりを取り付けましょう。
- (6) 通路等の段差はなくす、又はできるだけスロープにし、色別表示で注意を喚起しましょう。
- (7) 履物は滑りにくく、安定したものを使用しましょう。
- (8) 腰痛予防のため、介助中は、無理な姿勢で患者を扱わないようにしましょう（「腰痛予防対策指針」参照）。

事業場規模別安全衛生管理体制



※1 1,000人以上の事業場では、これらに加え総括安全衛生管理者を選任する必要があります。

※2 常時10人以上の労働者を使用する事業場では、安全推進者を選任しましょう。（平成26年3月に「安全推進者の配置等に係るガイドライン」が策定されました。）



健康診断の実施と健康管理

- (1) 常時使用する労働者に対しては、雇入れ時及びその後1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を行いましょ。深夜業などに従事させる労働者に対しては、6か月以内ごとに1回、定期的に健康診断を行いましょ。
また、介助・看護作業を行う労働者を配置する際、その後6か月以内ごとに1回、定期的に腰痛の健康診断を行いましょ。
- (2) 健康診断の結果は、本人に通知するとともに、有所見者に対しては、産業医等から意見を聴き、就業上の措置（作業体制・作業方法の改善、作業時間の短縮等）を決定しましょ。
- (3) 要精密検査、要治療等と診断された労働者に対しては、医療機関での受診を勧奨しましょ。
- (4) 労働者は、日頃から運動するよう心がけ、健康の保持増進に努めましょ。

詳しい内容については、次のパンフレットをご覧ください（長野労働局ホームページからダウンロードできます。）。

- ◆ [「介護・看護作業による腰痛を予防しましょ」](#)
～改定「職場における腰痛予防対策指針」～
- ◆ [「労働安全衛生法施行令第2条第3号の業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」](#)